

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【公開番号】特開2007-12040(P2007-12040A)

【公開日】平成19年1月18日(2007.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2007-002

【出願番号】特願2006-148425(P2006-148425)

【国際特許分類】

G 06 F 21/20 (2006.01)

G 06 K 19/10 (2006.01)

G 06 K 19/07 (2006.01)

H 04 L 9/32 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 330 F

G 06 F 15/00 330 G

G 06 K 19/00 S

G 06 K 19/00 R

G 06 K 19/00 H

H 04 L 9/00 673 D

H 04 L 9/00 673 E

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月26日(2009.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】認証カード、認証方法、及び通信システム

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

使用者の生体情報を読み取るセンサと、

前記センサで読み取られた生体情報をもとにパスワードを作成する手段と、

前記パスワードを作成する手段で正当使用者の生体情報をもとに作成されたパスワードを、基準用パスワードとして記憶する手段と、

前記パスワードと前記基準用パスワードを照合する手段と、

前記パスワードと前記基準用パスワードが一致した場合に、無線で認証データを送信する手段とを有することを特徴とする認証カード。

【請求項2】

請求項1において、前記パスワードと前記基準用パスワードが一致しない場合に、前記認証カードは、非認証完了信号を発信することを特徴とする認証カード。

【請求項3】

請求項1において、前記パスワードと前記基準用パスワードが一致しない場合に、前記認証カードは、非認証完了信号を発信しないことを特徴とする認証カード。

**【請求項 4】**

請求項 1 乃至 3 のいずれか一において、前記パスワード及び前記基準用パスワードは、前記生体情報を前記認証カードに記憶された対応表を用いて変換することで作成されることを特徴とする認証カード。

**【請求項 5】**

請求項 1 乃至 4 のいずれか一において、外部から受信した電磁波から電力を発生させるための電源回路を有することを特徴とする認証カード。

**【請求項 6】**

請求項 1 乃至 5 のいずれか一において、太陽電池フィルムでなる電源装置を有することを特徴とする認証カード。

**【請求項 7】**

請求項 1 乃至 6 のいずれか一において、前記認証カードの両面に前記センサがそれぞれ設けられていることを特徴とする認証カード。

**【請求項 8】**

請求項 7 において、前記パスワードは、前記認証カードの両面にそれぞれ設けられた前記センサで読み取られた 2 つの生体情報を用いて作成されることを特徴とする認証カード。

**【請求項 9】**

正当使用者の生体情報をカードに記憶された対応表を用いて変換することで作成した基準用パスワードを前記カードに記憶するステップと、

前記カードで使用者の生体情報を読み取るステップと、

前記カードで前記使用者の生体情報を前記対応表を用いてパスワードに変換するステップと、

前記カードで前記パスワードを前記基準用パスワードと照合するステップと、

前記照合の結果、前記パスワードと前記基準用パスワードが一致した場合、照合先に前記使用者の認証データを通知するステップとを有することを特徴とする認証方法。

**【請求項 10】**

請求項 9 において、前記生体情報の読み取りを前記カードと端末との交信により得られた電源を用いて行うことを特徴とする認証方法。

**【請求項 11】**

正当使用者の生体情報をカードに記憶された対応表を用いて変換することで作成した基準用パスワードを前記カードに記憶するステップと、

前記カードと端末との交信により得られた電源を用いて、前記カードで使用者の生体情報を読み取るステップと、

前記カードで前記使用者の生体情報を前記対応表を用いてパスワードに変換するステップと、

前記カードで前記パスワードを前記基準用パスワードと照合するステップと、

前記照合の結果、前記パスワードと前記基準用パスワードが一致した場合、前記端末に前記使用者の認証データを通知するステップとを有し、

前記使用者の認証データを前記端末が受け取った後に、前記端末を介して前記使用者とサーバーとの間で通信を開始することを特徴とする認証方法。

**【請求項 12】**

請求項 9 乃至 11 のいずれか一において、前記照合の結果、前記パスワードと前記基準用パスワードが一致しない場合、前記カードは照合先に前記使用者の認証データを通知しないことを特徴とする認証方法。

**【請求項 13】**

端末と、管理サーバーと、認証カードとを有し、

前記認証カードは、

使用者の生体情報を読み取るセンサと、

前記センサで読み取られた生体情報をもとにパスワードを作成する手段と、

前記パスワードを作成する手段で正当使用者の生体情報をもとに作成されたパスワードを、基準用パスワードとして記憶する手段と、

前記パスワードと前記基準用パスワードを照合する手段と、

前記パスワードと前記基準用パスワードが一致した場合に、前記管理サーバーに接続された前記端末に無線で認証データを送信する手段とを有することを特徴とする通信システム。

【請求項 1 4】

請求項 1 3において、前記照合の結果、前記パスワードと前記基準用パスワードが一致しない場合に、前記端末を介して前記認証カードから前記管理サーバーに非認証完了信号が送信されることを特徴とする通信システム。

【請求項 1 5】

請求項 1 3において、前記照合の結果、前記パスワードと前記基準用パスワードが一致しない場合に、前記認証カードは、前記端末に非認証完了信号を送信しないことを特徴とする通信システム。

【請求項 1 6】

請求項 1 3乃至 1 5のいずれか一において、前記パスワード及び前記基準用パスワードは、前記認証カードに記憶された対応表を用いて前記生体情報を変換することで作成されることを特徴とする通信システム。

【請求項 1 7】

請求項 1 3乃至 1 6のいずれか一において、前記端末から受信した電磁波から発生させた電力を用いて前記認証カードは前記パスワードを作成し、前記パスワードと前記基準用パスワードとの照合を行うことを特徴とする通信システム。

【請求項 1 8】

請求項 1 3乃至 1 7のいずれか一において、前記認証カードは太陽電池フィルムでなる電源装置を有することを特徴とする通信システム。

【請求項 1 9】

請求項 1 3乃至 1 8のいずれか一において、前記認証カードの両面に前記センサがそれぞれ設けられていることを特徴とする通信システム。

【請求項 2 0】

請求項 1 9において、前記パスワードは、前記認証カードの両面にそれぞれ設けられた前記センサで読み取られた 2 つの生体情報を用いることで作成されることを特徴とする通信システム。